

備などを企業内弁護士が行うことは、結果として訴訟費用を抑制する効果を生じることが多い。例えば、パートナーに比して関与するアソシエイトが不必要に多くなる傾向のある大規模事務所や、逆に、アソシエイトがいないため全ての書面作成をパートナーが担当するブティックファームなどに、タイムチャートで訴訟を依頼している場合が典型例である。

最初から訴訟費用の削減を主たる目的として企業内弁護士に起案させたり、尋問を担当させたりするのは訴訟リスクの適正管理との関係で本来転倒になりかねないが、結果として費用削減効果を生じることがあることは間違いない。

### おわりに

企業内弁護士に訴訟代理人をさせていない企業の方に理由を尋ねると、企業としては外部の事務所を使う例に倣したいとか、これまで外部の事務所に任せているが問題は生じていないとか、さらには外部の事務所が嫌がるのではないかとといったことを話す方もいる。確かにこれまで大きな問題は無かったのかもしれないが、それは問題に気づいていなかったに過ぎないのか

もしれないし、それ以上に、企業内弁護士を代理人とすることは本稿で紹介したような積極的メリットがある。また、少なくとも私の経験上、企業内弁護士も代理人として参画することを前提に訴訟を依頼した際に、明確に難色を示した法律事務所には出会ったことがない。むしろ、やりやすいと好評なケースが大半である。

本稿をお読みになった企業内弁護士、企業法務部の方は、是非すぐにも、企業内弁護士を自社の訴訟に代理人として参画させてみていただきたい。まずは小さな訴訟で、実際には法廷に座っているだけでもよい。試してみることにデメリットは何もない。せつかく採用した企業内弁護士なのだから、その価値を最大限に高め、活用していつてもらいたい。企業内弁護士を採用して、実際に訴訟案件があるにもかかわらず、企業内弁護士を訴訟代理人に加えないことは、どう考えても企業にとって非常に大きな損失であると考えてる。

(弁護士)

# 両親離婚後の 子と親族の 面会交流について

篠田省二

本誌一五五号(二〇〇九年四月)に林醇・高松高等裁判所長官(当時)の「離婚後の親子の交流について」が掲載されている。その要旨は次のとおりである。

わが国では、親権若しくは監護権を有しない親の未成年子との面接交渉権を認める規定はなかったが、昭和二十九年二月四日の東京家裁の審判(家裁月報一七巻四号五五頁)が面接交渉権を肯定し、その後、多くの判例学説が、民法七六六条一項の「監護に必要な事項」又は同条二項の「監護について相当な処分」を根拠として「面接交渉権」の権利性を認め、面接交渉の中立ては家事審判法九条一項乙類四号によつて家事審判の対象となる、として、面接交渉を認める実務が定着してきたこと、面接交渉が子の福祉に反する場合に面接交渉権は制限されること、面接交渉の回数・方法・態様等については様々な工夫がなされていることなどを指摘し、イギリス及びドイツの近時の立法に触れ、子の健全な成長・生育を如何に図るべきかにつながる重要な問題について、わが国においても「総合的な見地から立法的解決を図る時期に来ているように思われる。」と結ばれている。

この度の民法等の改正（民法等の一部を改正する法律・平成二三・六・二三公布法律六一号）で、民法七六六条も改正され、父母が「離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項」を定めるべきものとし、「この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とされている。これは、平成八年二月の民法改正要綱を成文化したものであり、児童の権利に関する条約九条三項の趣旨にも合致するものである。

家事事件手続法も新しく公布され（平成二四年五月一日現在未施行）、家庭裁判所は未成年者である子がその結果により影響を受ける事件においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の方法により、子の意思を把握するように努め、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとされた（六五条、二五八条一項）。

従来「面接交渉」という言葉が用いられていたが、面接は「会社の面接もあるし、弁護人の被疑者の面接

もあるし、そういうものじゃなくて、もっと人間的な、血の通った関係を意味したいということでも面会その他の交流という言葉を使った」のであって、「面接交渉」と「面会交流」の内容に差異はないのであり、権利性を止面から明文化しなかったのは「面会交流というのは子の権利なのかあるいは親の権利なのか、その法的性質とは何ぞやと、いろいろ法律学者的には議論がありますが、そういう議論を超えて、やはり子の利益のために面会交流というのをしつかりやつてください」という立法者の願いがこめられているからである、と説明されている（江田法務大臣（当時）の国会答弁（平成二三年四月一九日法務委員会））。

昔話になるが、昭和四七年に秋田地方裁判所及び秋田家庭裁判所に勤務していたとき、調停委員に対する講話をすることになり、当時の新しい話題として、離婚後の親子の面接交渉を採り上げた。私は、権利の濫用は許されないが、親権、監護権を有しない親にも子との面接交渉権のあることを念頭に置いて調停をすべきである、と述べた。これに対する調停委員の反応は、そのような面接交渉を認めると父母の対立・反目に子

を巻き込み、子の情緒面の安定性や発育に悪影響を及ぼすとの理由で反対の意見が多く、ケースによっては面接交渉を薦めてみたいとする意見は少数であった。

この度の法改正は、親と子の面会・交流が子の福祉に資する場合には面会交流も認めるべきであるということが国民の間に浸透してきたことが背景にあるものと思われる。

離婚した親と子の面会交流には、三つの場面がある。  
①子を監護していない親（非監護親）の子と会いたいという場面、②子の非監護親と会いたいという場面、③監護している親が非監護親に対して子に会って欲しいと希望する場面である。改正法は、いずれの場面においても、子の利益を最も優先すべきものと明文化されたことに大きな意義がある。

その他、別々に養育されている子と子（兄弟姉妹）の面会交流の問題などもある。

改正された七六六条は、父母の子との面会交流については規定したが、祖父母等の面会交流については規定していない。ドイツ民法は、子の福祉に資する場合には祖父母、兄弟姉妹の交流を認め（一六八五条一項）、

この規定を継父母、単親等に準用している（同条二項）。

私は、弁護士会の仲裁委員会の遺産に関する紛争等和解あつせん事件で、祖父母の孫との交流が問題となったケースに遭遇したことがある。事案はやや複雑であるが、夫の暴力から逃れた妻（X）が子とともに身を隠し、夫はその後自殺したケースで、Xは代理人を立てて、夫の両親（Yら）に対し、遺産についてX及び子に相続権のあることの確認、遺骨の分割、Yらがその孫（Xの子）との交流をしないことなどを求めた。平成一七年一二月から一八年四月までの間に六回期日を開き、「要旨」①XがYらに三〇〇万円（Xの亡夫が自宅を購入する際にYらが援助した金員）を支払うこととし、YらはXとその子がXの亡夫の遺産を相続することに異議を述べないこととする、②遺骨はYらに帰属し、祭祀はYらが行う、YらはXの墓参を妨げないこととする、③YらはXらの住所居所を探索したり、Xらの意思に反して面会、連絡その他の接触をしないこととする。」旨の和解契約締結に至った。このケースでは、祖父母の孫との交流は孫（Xの子）の利益に資するものではないとの見地から③についてはX

の主張を支持してYらの理解を求め、①②についてはXの譲歩を求めて、合意が成立するに至ったのである（仲裁解決事例として、第二東京弁護士会の「二弁アロンティア」二〇〇六年一〇月号四三頁に掲載）。

孫を養育監護していた祖父母が孫をその父（祖父母の亡養女の夫）に引き渡した後における祖父母と孫との面会交流を孫の父に命じた先例として東京高決昭和五二年二月九日家裁月報二〇・八・四二、判時八八五・一二七がある。

離婚は増加する傾向にあり、親の子との面会交流に関する紛争は増加することが予想される。具体的に子どもの利益を最大限保護するには、面会交流の可否、養育費の支払との関係、面会交流を認める場合にはその回数、場所、日時、方法をどのようにすべきか、合意が成立した場合の履行確保の問題など多くの課題が残されている。

家庭裁判所は、親族相続に関する事件を処理する機関として昭和三年に設置された家事審判所（地方裁判所の支部であった。）と少年の保護処分を行う機関

として大正二二年に創設された少年審判所（法務庁の所管であった。）とを合体して独立の裁判所として、昭和三年法律第二六〇号による裁判所法改正によって設置された裁判所であり、司法的機能とともにケースワーカー的機能をも發揮するために、家庭裁判所調査官や医務室が設けられている。

国民に最も身近な裁判所である家庭裁判所の更なる充実を期待する。

（弁護士）

# 相続税・贈与税の 連帯納付義務制度

浅野 洋

## 1 はじめに

相続税及び贈与税の納付については、原則として、相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者がそれぞれの納付義務を負う。

しかし、遺産を分割するかしないか、又はどのように分割するか等は、その一切を相続人等に委ねられていることから、財産を取得した者が相続税などを納付できない場合も想定されるため、相続税法では、負担の公平や国税債権の確保の見地から、共同相続人相互間など一定の者間において互いに連帯して納付義務を負うこととしている（相法三四）。

これは、相続税等が一定の財産に担税力があるとして課されるものであり、その課税の対象となった財産の取得者

など本来の納税者と密接な関係にある者に対して、本来の納税者に係る相続税等について連帯して納付することとしても、公平の観点から見て適当であると考えられることから、一定の限度を設けた上で連帯納付の義務を負わせるのだといわれている。

しかし、この連帯納付義務については、相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判があることから、平成二四年度税制改正において、そうしたケースの発生を防止するための緩和措置として、相続税については申告期限等から五年を経過した場合など一定の場合に連帯納付義務が解除されることとなった。そこで、以下、連帯納付義務制度を概観した上で、今回の税制改正を踏まえて本制度の問題点を検討してみる。